

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、次の経営理念に基づき、企業の社会的責任を果たしてまいります。

1. 最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。
2. 自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

当社は、独立社外取締役2名を含む取締役会、および社外監査役3名を含む5名の監査役体制を整備して企業統治体制の充実に努めており、両者が密接に連携することにより、経営の監視機能は十分に機能する体制であると考えております。また、経営の意思決定の一層の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。

また、内部統制システムの確保が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、ひいては企業の信頼性と業務の効率性・有効性を高めることを認識し、法令遵守・リスク管理・資産保全・財務報告の信頼性確保を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則4-11-3】

(取締役会の実効性評価)

当社は、2016年3月期の終結までに当社の実情にあった評価制度を導入する予定です。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】

(政策保有に関する方針および説明)

当社は、政策保有目的を含む株式保有は必要最小限度にとどめることを基本方針としております。株式保有に当たっては、当社が製品の納入のみならず、そのアフターサービスなどを通じ、お客さまとの長期にわたる強固な信頼関係を構築しており、売上の約30%をアフターサービスの分野で上げている点も踏まえて、経済合理性について検証を行い、政策保有の可否を検討していきます。

(政策保有株式の議決権行使)

政策保有株式の議決権行使については、保有先企業の中長期的な株主価値、ひいては当社の企業価値向上に資するかという観点から個別に判断してまいります。

#### 【原則1-7】

(関連当事者間の取引)

当社では、法令の定める取締役と当社との利益相反取引について、取締役会へ事前に承認を求め、事後においても取締役会へ報告するものとしております。

また、取締役とその近親者との取引の有無に関する調査を例年4月に行い、その結果を取締役に報告しております。

さらに、主要株主と取引を行う場合には、重要な取引について取締役会に報告し、審議することとしております。

#### 【原則3-1(i)】

(企業理念等)

当社グループの永続的な企業理念は、社是「日新」です。当社は、『今日の「われ」は昨日の「われ」にあらず。明日の「われ」は今日の「われ」にとどまるべからず』という精神をもって、激変する産業界のニーズを汲み取り、その時代に合った事業ポートフォリオを構築してきました。「納期厳守」「製品に責任を持ち、アフターサービスを充実させる」という創業時からの企業文化も当社の企業価値を高めています。総合展示場「日に新館」は、延べ37万人以上に達する来場者に対して、こうした企業文化を発信し続けています。

今後も、社是を根底に置きながら、社会経済情勢に即した経営理念に基づく中長期的経営を推進し、企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、2014年3月期から2017年3月期までの4か年中期経営計画「Value Innovation 2017」において、以下の経営理念を定めております。

1. 最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。
2. 自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

さらに、ブランドプロポジションとブランドメッセージを定め、社是・経営理念の浸透を図っております。

(経営計画)

当社は、2014年3月期から2017年3月期までの4か年中期経営計画「Value Innovation 2017」を定めております。主要な経営目標は、売上高3,400億円、営業利益210億円、ROE10%、配当性向30%です。詳細はホームページ(<http://www.daifuku.com/jp/ir/policy/plan/>)をご参照ください。

#### 【原則3-1(ii)】

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社では2015年3月期の海外売上高比率が66%に達しており、2017年3月期にはこの比率を70%まで高めることを目指しております。そのために、当社は本コードの趣旨・精神を真摯に討議・検討し、グローバル企業としてさらに発展していくための良き指針として活用したい、と考えています。

即ち、当社は不祥事防止のための社内体制(守りのガバナンス)をコンプライアンス強化月間の制定などでより充実させる一方、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み(攻めのガバナンス)を構築・運用してまいります。

具体的には、以下のようなフェーズを意識して取り組んでまいります。

<フェーズ1>

本報告書の提出により、当社の今後のコーポレートガバナンス体制の基本的な方向性を示します。

<フェーズ2>

2016年開催の定時株主総会までに、コーポレートガバナンス・ガイドラインや関連規定などの仕組みを整備し、より実効的なコーポレートガバナンス体制を構築していきます。

<フェーズ3>

市場との対話等を社内フィードバックし、改善に努めます。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針)

当社は、基本的には本コードで示されている全原則について実施する方向で検討してきました。また、本報告書提出時点においてはExplainとした補充原則4-11-3についても2016年3月期の終結までに実施する予定であり、本コードの趣旨・精神を可能な限り汲んでいくという方針は継続してまいります。

なお、当社はコーポレートガバナンスに関する基本方針を一層明確に・分かりやすく開示していくため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定する予定です。

【原則3-1(iii)】

(経営陣幹部・取締役の報酬についての方針・手続き)

当社の経営陣幹部および社外取締役以外の取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保しつつ、個々の経営陣幹部・取締役の職責と成果を反映させた体系としております。具体的には、月例報酬は個々の経営陣幹部・取締役の職責と成果を反映しており、賞与は当社の年度業績を主軸としつつ、職責・成果も反映しております。

また、報酬決定に際しては、社外取締役および代表取締役で構成し、社外取締役を議長とする任意の諮問委員会を設置し、取締役会が、当該委員会の意見を考慮した上で最終的に決定します。

なお、優秀人材の確保および中長期に亘る企業価値向上やステークホルダーの価値向上に配慮した報酬体系を目指すため、2015年度に報酬体系の見直しを実施すると共に、2016年度中に株式給付信託を導入することを予定しております。

【原則3-1(iv)】

(経営陣幹部の選任・取締役候補者の指名)

当社は、株主から経営を付託される者として、その職責と責任を全うできる適任者を経営陣幹部・取締役候補者として選任しない旨を指名しております。

社内候補者は、人格・見識を考慮し、各分野で要求される高い専門性と経験を兼ね備えた者を指名しております。

社外候補者は、法務・財務会計などの専門的かつ高度な知見を有する人材、企業経営に豊富な経験を有する人材を招聘し、コーポレートガバナンス全般の活性化に貢献していただきます。

手続きとしては、社外取締役と代表取締役で構成し、社外取締役を議長とする任意の諮問委員会を設置し、取締役会はその意見を考慮して総合的に決定します。

(監査役候補者の指名)

当社は、監査役候補者についても上記に準じ、監査役会の同意を得た上で指名しております。

【原則3-1(v)】

(指名・選任についての説明)

当社は、株主総会参考書類にて経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の指名についての説明を記載し、ホームページ(<http://www.daifuku.com/jp/ir/stock/shareholders/>)で開示しています。

【補充原則4-1-1】

(経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会では、その意思決定の範囲について法令・定款および取締役会規定に基づき適切に運用しており、取締役会の監督機能と業務執行の機動性をともに高めるため、経営方針・経営計画やコーポレートガバナンス体制の決定等取締役会規定に定めている重要事項以外は経営陣へ委任しております。

【原則4-9】

(独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は下記第1条から第5条のいずれにも該当しないことを社外取締役の独立性判断基準としています。

第1条

最近3年間において、以下のいずれかに該当する者

(1)当社の主要な取引先となる企業等、または当社を主要な取引先とする企業等(※1)の役員および従業員

(2)当社もしくはその子会社と顧問契約を結ぶ法律事務所の弁護士であって、当社の法律事務を実際に担当していた者、または当社もしくは子会社の会計監査人もしくは会計参与であった公認会計士(もしくは税理士)もしくは監査法人(もしくは税理士法人)の社員、パートナーもしくは従業員であって、当社の監査業務を実際に担当していた者

(3)上記第(2)項に該当しない弁護士、公認会計士、または税理士であって、当社から役員報酬以外に多額(※2)の金銭その他の財産を直接に受け取り、専門的サービスを提供する者

(4)当社の主要株主(※3)である企業等の役員および従業員

第2条

当社の子会社において現に業務を執行する役員および従業員である者、またはその就任前10年間において同様である者

第3条

当社から一定額(※4)を超える寄付または助成を受けている組織(公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の業務執行に当たる理事その他の業務執行者

第4条

上記第1条から第3条のいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族に当たる者

第5条

上記第1条から第4条で定めるところに該当しない者であっても、当社との関係で実質的な利益相反のおそれがあると認められる者

(注)

※1:当社が直近事業年度における当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた取引先、または取引先のうち直近事業年度における当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社より受けているものこと

※2:過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上のこと

※3:議決権所有割合10%以上の株主のこと

※4:過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額のこと

【補充原則4-11-1】

(知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)

当社は、取締役会が実効的に機能するための規模としては、10名前後が適切であると考えています。  
また、構成員である取締役につき、社内取締役については当社の各事業に関する深い知識・経験を有する人物であること、社外取締役については法務・財務会計・企業経営といった専門的分野において豊富な知識・経験を有する人物であることをそれぞれ重視することとしています。

#### 【補充原則4-11-2】

(取締役・監査役の兼任状況の開示)

当社は、当社取締役・監査役が他の上場会社の役員等を兼任する場合において、その重要なものについては株主総会参考書類およびコーポレートガバナンス報告書に記載しています。

#### 【補充原則4-14-2】

(取締役・監査役に対するトレーニング)

当社は既に取締役・監査役のトレーニングとして下記諸活動を行っており、今後もこれらを継続・強化していく方針です。

1. 取締役会などの日程に合わせ、下記レクチャーを実施しています。
  - ・社外弁護士によるコンプライアンス講義
  - ・社外役員による、専門的見地を生かした財務・法務などに関するレクチャー
2. 社外役員以外の取締役・監査役を対象に、担当以外の事業への理解を深めるため、工事現場への安全パトロールなどを積極的に実施しています。これは、現場感覚重視の当社の良きDNAを継承することも目的としています。
3. 社外役員については、当社事業の説明や主要施設の見学等を行っています。また、取締役会・監査役会のみならず、海外現地法人の社長が一堂に会する会議など、重要な社内会議に出席しています。
4. 新任役員については、特に法務・財務などの知識を身につけるべく系統的な研修を行っています。

#### 【補充原則5-1】

(i) 株主との対話体制:

株主との対話の責任者は、管理統轄担当取締役 (CFO) です。

(ii) 対話を補助する社内体制

対話を補助し、IR(インベスター・リレーションズ)およびSR(シェアホルダー・リレーションズ)の実務全般を担当する部署はIR室とし、経営企画本部・経理本部・CSR本部等と適宜連携します。

(iii) 個別面談以外の対話の手段

当社は、「株主との対話」を以下のように区分し、重層的な展開を図るとともに、それぞれ充実を図っています。

a. 適時開示などの法定の情報提供:

適時開示は、CFOを委員長とする開示委員会を中心に、遺漏なきを期しています。

b. ホームページ、アニュアルレポートなどを通じた任意の情報提供:

ホームページは動的要素を取り入れ、理解しやすい工夫をしています。アニュアルレポートは、社外取締役のダイフクの経営に対しての所感も掲載しております。

c. 機関投資家・株主へのIR活動:

年4回の四半期決算発表ごとに、説明会を開催しています。各説明会には、CEO、CFO、COO(事業統轄取締役)が出席し、そのうち通期・上期説明会には原則として各事業担当取締役も出席します。また、ミーティングなどを通して直接、株主・投資家の声を聞く機会をできるだけ設けています。

d. 個人投資家・株主へのIR活動:

年に2回、個人株主を対象とした弊社滋賀事業所内にある総合展示場の見学会を開催、200名程の方をお招きしています。このような見学会は、弊社製品のご見学だけでなく、CEO、CFOが事業概況等をご説明する場としております。また、株主さまの声を把握するためアンケートを実施し、いただいたご質問・ご意見への回答をホームページに掲載しています。さらに、個人投資家を対象としたIRフェア出展、証券会社支店での説明会も実施しております。

e. 株主総会などのSR活動:

招集通知のカラー化と記載内容の工夫、早期ウェブ開示、英語版の作成をしています。株主総会では、CEOを中心に取締役・執行役員が株主さまのご質問に極力丁寧にご説明しております。

f. 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした経営陣幹部または取締役との面談:

面談目的や重要性、面談を希望される方の属性等を考慮のうえ、対応しております。

g. 当社コーポレートガバナンス、IR活動に関するヒアリング:

本報告書記載の内容、素素のIR/SR活動について、投資家へのヒアリング調査(パーセプション・スタディ)を行います。

h. 国内外の株主判明調査:

上記施策のベースとして、国内・海外ともに専門機関に株主判明調査を委託して、効率的で有意義な対話に努めております。

(iv) フィードバック方策:

上記諸活動に関する報告は、CFOが適宜取締役会で行い、他律的な「気づき」の場としても活用しています。

(v) インサイダー情報の管理:

当社は、株主・投資家との対話の局面を含めて、インサイダー情報の管理は法令・社内規定に基づき適切に行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,588,400	7.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,373,500	5.61
株式会社みずほ銀行	5,490,403	4.83
株式会社三井住友銀行	4,080,454	3.59
ダイフク取引先持株会	3,862,900	3.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,833,906	3.37

日本土地建物株式会社	3,207,500	2.82
日本生命保険相互会社	2,745,767	2.42
ダイフク従業員持株会	1,816,704	1.60
株式会社りそな銀行	1,387,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の子会社のうち、株式会社コンテックは、東京証券取引所第二部に上場しております。当社は、当該子会社の経営に指示することなく、独立性、自立性を尊重しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
柏木 昇	他の会社の出身者												○
小澤 義昭	学者								△				○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柏木 昇	○	公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長、新国立競技場整備計画経緯検証委員会委員長を兼任しております。	商社での海外勤務や大学教授等の経験を有し、企業法務や国際取引法に精通されており、豊富な経験と幅広い見識から経営の透明性確保と経営監視・監督機能を高めるための助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物。
小澤 義昭	○	桃山学院大学経営学部教授を兼任しております。当社の会計監査人であるあらた監査法人(現 PwCあらた監査法人)の代表社員でありましたが、平成24年9月に同監査法人を退所され、その後、当社とは一切の取引がなく、独立性に影響を及ぼす関係	財務および会計に関する相当程度の知見を有し、延べ6年間の海外駐在も経験されており、また、経営分析を専攻とする大学教授として、「財務諸表分析における企業不正の徴候」を研究テーマにされている。経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため、専門的見地から助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その

	ではありません。	他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物。
--	----------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社では、取締役・経営陣幹部の指名や報酬といった重要事項の決定につき、コーポレトガバナンス・コードの趣旨である透明性の確保及びその背後にある社会の要請に応えるために諮問委員会を設置いたします。諮問委員会の規模及び議長の属性については当社の取締役会の規模や独立社外取締役選任の経緯等を考慮して上記の通りとし、その開催頻度としては年3回以上を予定しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と、棚卸資産の監査等の事業所監査や子会社往査に同行し、また、監査計画の説明や監査結果の報告等の情報交換、意見交換を行うことで相互の連携を高めております。  
 監査役と内部監査部門(内部監査室)は連携して業務執行の監査を実施するとともに、監査役・内部監査部門および法務部門等で構成する監査会議において情報交換を行うことで相互に監査の実効性を高めております。  
 また、監査役は、会計監査人や内部監査部門が行う財務報告に係る内部統制の評価テストにも同席し、その実効性を監査しております。  
 なお、監査役が会計監査人と同席して監査や情報交換を行った回数は47回です。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田 晴康	弁護士										○			
北本 功	他の会社の出身者													○
鳥井 弘之	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 晴康		森・濱田松本法律事務所パートナー、大日本住友製薬株式会社の社外監査役およびサントリー食品インターナショナル株式会社の監査等委員である取締役(社外)を兼任しております。 森・濱田松本法律事務所と当社との間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬はその規模に比して少額であり、内田晴康氏は当社の委任案件には一切関与しておらず、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。	法曹界の著名な弁護士で、当社の経営全般にわたるコンプライアンスを中心に、弁護士としての専門的見地から経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいている。
北本 功	○	株式会社日本国際放送の専門委員を兼任しております。	ジャーナリストとしての幅広い見識、豊富な海外経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で監査役としての任務を全うできる人物。
鳥井 弘之	○	独立行政法人科学技術振興機構JST事業主幹を兼任しております。	ジャーナリストとしての幅広い見識、科学技術に関する深い造詣から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で監査役としての任務を全うできる人物。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

役員退職慰労金制度を廃止し、これに相当する報酬と役員賞与を含め役員報酬として支給いたします。また、I 1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1(iii)】に記載の通り、中長期に亘る企業価値向上等に配慮し、報酬体系の見直しを進めています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

当社の平成26年度における取締役および監査役に対する報酬の内容は、取締役の年間報酬総額が435百万円(うち、社外取締役に対する報酬総額は24百万円)、監査役の年間報酬総額86百万円(うち、社外監査役に対する報酬総額は30百万円)となっております。連結報酬額等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成18年第90回定時株主総会において取締役の報酬限度額を年間700百万円以内(ただし使用人給与を除く)、監査役の報酬限度額を年額110百万円以内と決議しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役または社外監査役のみを補助する使用人は置いておりませんが、必要に応じて、内部監査室およびCSR本部等が職務を補助しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役および取締役会

当社の取締役会は取締役10名(任期は1年)で構成され、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っております。定例取締役会は毎月1回開催しており、必要がある場合は適宜臨時取締役会を開催し、平成27年3月期は臨時取締役会を6回開催いたしました。

取締役は、取締役会決議により事業運営を分担してその担当する社内組織を指揮し、事業運営を行っております。

さらに、当社は企業実務・法務・会計等に関する豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役を2名選任しており、両社外取締役は当社の経営全般について専門的見地からの助言・提言を行うとともに、経営の透明性を確保し、社内取締役による業務執行の監督を行っております。

### 2. 監査役および監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役5名で構成されております。また監査役5名のうち、3名は社外監査役であります。

### 3. 諮問委員会

当社では、取締役・経営陣幹部の指名や報酬といった重要事項の決定につき、コーポレートガバナンス・コードの趣旨である透明性の確保及びその背後にある社会の要請に応えるために諮問委員会を設置いたします。諮問委員会は代表取締役3名、社外取締役2名で構成し、議長は社外取締役が務めます。

### 4. その他の機関等

当社は取締役全員で構成し、経営の重要テーマに対して協議する機関として「経営会議」を設け、監査役出席のもとに必要な応じ外部専門家にも意見を求めております。経営会議は適宜に社長が招集しており、平成27年3月期は5回開催されました。

次に、当社は「執行役員制度」を導入しております。これは、

1)取締役の人数を減員し、業務執行の意思決定の一層の迅速化を図るとともに、より活発な議論を通して、取締役会を一層活性化させること

2)業務に精通した若い人材を執行役員として登用し、権限を委譲のうえ業務執行を行わせることにより、機動的かつ効率的な業務運営を行うことを目的とするものです。また、執行役員制度の導入に伴い、当社は「役員会」を設け、取締役全員、執行役員全員、常勤監査役等が出席して合議することといたしました。これは定例取締役会に合わせて毎月開催しております。執行役員は、案件により取締役会および経営会議にも出席いたします。

さらに、国内子会社の代表者が当社代表取締役や当社監査役へ経営状況等の情報を報告する子会社連絡会を3カ月に一度程度開催するほか、年1回、各海外現地法人の社長が出席して事業計画の共有等を行う海外現地法人会議を開催しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、独立社外取締役2名、社外監査役3名を含む5名の社外役員を選任して企業統治体制の充実を図っております。当社においては、両者が密接に連携しており、経営の監視機能が十分に機能しているものと考えております。

また、上記に加え、必要に応じて外部の弁護士等からアドバイスを受け、経営の透明性と適正性を確保しております。



### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第99回定時株主総会(平成27年6月26日開催)の招集通知を平成27年6月4日(開催日の22日前)に発送いたしました。招集通知の発送に先立ち、6月1日に、東京証券取引所および当社のホームページにおいて招集通知の早期掲載を行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものを含む。)を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今期より英文招集通知を東京証券取引所および当社のホームページに掲載するとともに、株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームへ提供しております。
その他	ホームページへの招集通知、決議通知の掲載を行っております。また、株主総会において、事業報告の内容をグラフや写真を使用してビジュアル化し、より理解を深めていただける報告を行うとともに、同資料をホームページに掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	滋賀事業所内総合展示場の見学会を開催 個人投資家向けIRイベントに出展	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の決算説明会のほか、随時説明会を実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、シンガポール、香港にて実施。随時、電話等によるミーティングを実施	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース、決算短信、決算説明資料、報告書(株主通信)、招集通知、有価証券報告書、和英Annual Report、英文決算短信、英文決算説明資料を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理本部 IR室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範の基本方針のひとつとして、「ステークホルダーからの信頼 — 株主、顧客、協力会社、社員等のステークホルダーを尊重し、健全で良好な関係を築きます。」と規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境経営戦略を立案、推進するため、「環境経営推進委員会」を設置しております。また、国際社会の一員として次世代への環境責任を果たすため、当社グループが目指す将来像を示した「ダイフク環境ビジョン2020」を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。また、企業行動規範の基本方針として、次世代への環境責任を果たすため、当社「地域社会への貢献—良き企業市民として、積極的に地域社会に貢献します。」等と規定。全従業員、派遣社員ならびに業務の外部委託先の会社にこれらの方針の周知徹底を図っております。2014年4月25日、「健全なグローバル化」「持続可能な社会」の実現を図る国際的な取り組みである「国連グローバル・コンパクト」の趣旨に賛同し、署名・参画しました。なお、CSR活動についてまとめた「CSRレポート」を発行、ホームページにも掲載しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 【内部統制システムに関する基本的な考え方】

確固たる内部統制システムの確保が、コーポレートガバナンスの実効性を高め、ひいては企業の信頼性と業務の効率性・有効性を高めることを認識し、法令遵守・リスク管理・資産保全・財務報告の信頼性確保を図ってまいります。

#### 【内部統制システムの整備の状況】

当社は、会社法および同法施行規則が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ、平成27年4月15日の取締役会において当社グループの内部統制システムに関する基本方針について、一部改訂の決議をいたしました。当該決議反映後の内容は、以下の通りです。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

- 1) 代表取締役が繰り返し「企業行動規範」の精神を当社グループの取締役および従業員に伝えることにより、法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。また、管理統轄担当取締役が「企業行動規範」の啓蒙、遵守のための活動を実施いたします。
- 2) コンプライアンス委員会を設置し、全取締役がコンプライアンス委員会の委員として法令等の遵守状況を監視・監督いたします。また、経営に重大な影響を及ぼすと判断される法令違反等が発生した場合は、直ちにコンプライアンス委員会を開催し、調査、対応策を協議いたします。
- 3) 監査役および内部監査室は、当社グループのコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努めるものとしたします。
- 4) 当社グループの取締役・従業員を対象にコンプライアンス研修を定期的に行います。また、コンプライアンスに関する他社事例等の情報を集積するデータベースを作成し、ケーススタディのための定期的な情報発信および研修に活用いたします。
- 5) 内部通報制度  
従業員および発注先からの当社グループのコンプライアンスに関する質問や相談に対応するため、社内に相談窓口（法務部）を設置するとともに、社外の弁護士に直通の社外相談窓口も設置しております。また、海外子会社の社員も相談窓口につながる仕組みを導入しております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 管理統轄担当取締役は、「文書管理規定」に則り、文書（電磁的記録を含みます。）を関連資料とともに、保存および管理いたします。
- 2) 文書の保管期間は別途定め、保管場所については文書管理規定に定めるところにより、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能である方法で保管するものとしたします。
- 3) 上記の「文書管理規定」を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとしたします。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社グループの経営全般にわたる内部統制、リスクマネジメントのさらなる強化を目的に、CRO (Chief Risk Officer) を任命いたします。また、CSR本部が、当社グループの経営に大きな影響を与えると判断されるリスクを幅広くとらえ、平時・有事の対策を立案・実施いたします。
- 2) 当社グループBCM (Business Continuity Management) を改善強化するため、これまで構築してきたリスクマネジメント体制を「リスクマネジメント規定」として制定・運用し、経営に関わるリスクの低減、極小化と有事の際の体制強化を推進いたします。
- 3) 情報セキュリティ関連諸規定を制定し、情報セキュリティの維持および管理に必要な体制、推進組織の機能・権限、情報資産の取り扱い方法、社内情報インフラの利用方法などについて定め、かつ情報セキュリティ委員会の委員らが中心となってこれらの周知を徹底することにより、情報に関する損失の危険を管理いたします。
- 4) 内部監査室では、財務報告の信頼性を確保するための業務を中心に、諸般の業務活動上のリスクを把握の上、各部門における内部統制体制の構築を支援いたします。また、内部監査室以外から選任された「内部検査人」による、内部統制の整備および運用状況の有効性を評価するテストを実施するなど、内部統制システムに関するPDCAサイクルを一元的に管理いたします。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役・従業員が共有する当社グループ全体の目標を定め浸透を図ります。そして、事業部門担当取締役または執行役員は、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および権限委譲を含めた効率的な達成の方法を設定いたします。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループにおける全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

#### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループに共通の「企業行動規範」に基づき、当社グループの役員・従業員一体となった遵法意識の一層の強化を推進いたします。
- 2) 内部監査室は、当社グループの経営管理、業務管理、業務執行の体制や規則の適切性の検証などを実施いたします。
- 3) 当社グループの各企業に監査役を置き、または監査役を置かないグループ企業については当社監査役および内部監査室が内部統制体制に関するチェックを実施いたします。
- 4) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき、毅然として対応いたします。その旨を当社の「企業行動規範」に定め、当社グループの役員・従業員全員に周知徹底いたします。

#### 6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役職務を補助すべき使用人については、必要に応じて内部監査室、CSR本部と財務本部が適宜対応いたします。また、監査役より求めがあるときは、監査役会との協議の上、適切に対応いたします。
- 2) 監査役職務を補助する使用人および内部監査室の人事および異動について、監査役会の意見を尊重いたします。
- 3) 監査役職務を補助する使用人の独立性に配慮することによって、当該使用人に対する指示の実効性確保に努めるものとしたします。

#### 7. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- 1) 取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとしたします。
  - (1) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (2) 毎月の経営状況として重要な事項
  - (3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - (4) 重大な法令または定款違反
  - (5) その他コンプライアンス上重要な事項
- 2) 当社グループでは、使用人の監査役への報告ははじめ情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切いたしません。
- 3) 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制としては、監査役が国内子会社の取締役会や海外現地法人会議等へ出席するとともに、個別に面談し報告を受ける等の活動を実施いたします。加えて、国内子会社の代表者が当社代表取締役や当社監査役へ経営状況等の情報を報告する子会社連絡会を3か月に一度程度開催しております。

#### 8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役会規定で定めるところにより、監査役会は代表取締役と監査上の重要課題について定期的に意見交換会を開催いたします。
- 2) 監査役は、内部監査室からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるといたしました。
- 3) 監査役会は、監査の実施にあたり必要であれば、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができるものとしたします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には法令に基づき、毅然として対応いたします。その旨を当社の「企業行動規範」に定め、当社役員・従業員全員に周知徹底しています。

また、当社は、警察および企業防衛対策協議会等の関連機関から不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行っており、さらに事案の発生時には、同機関や顧問弁護士と当社CSR本部並びにコンプライアンス委員会が緊密に連携して速やかに対処できる体制を構築しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を一部変更・改定の上、更新することに関し、株主の皆様のご承認をいただきました。その内容につきましては、弊社のホームページに記載しておりますので、下記URLをご参照願います。  
<http://www.daifuku.com/jp/>

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

【適時開示体制の概要】

当社は、経営理念、企業行動規範等を記載した「ブランドブック」を全社員に配布し、周知徹底を図っております。「企業行動規範」には、以下の適時開示関連条項を定めております。

- ・企業情報の開示については、関係法令を遵守し、適確、迅速、積極的かつ公正に行います。
- ・インサイダー情報の取り扱いには十分に注意し、関係法令を遵守します。

会社情報の適時開示につきましては、金融商品取引法の趣旨に則った開示を実施すべく、開示委員会が、開示が必要な決定事項や発生事実を事業部や子会社・孫会社から適時に報告を受け、速やかに取締役会に諮ります。取締役会の結果を受け、経本部と開示委員会は密接に連携し、適時・適切な開示を実施いたしております。開示委員長は管理統轄担当役員が兼務して適時開示手続きに遺漏なきを期しております。

